

静岡県評価レベルの引き下げに伴う市立小・中学校及び高等学校における 感染症対策について

(令和5年3月実施)

1 静岡県評価レベルの引き下げについて

3月3日、静岡県は評価レベルを引き下げ、「国評価レベル2」から「国評価レベル1」と変更した。これにより、文部科学省の衛生管理マニュアル上の「地域の感染レベル」について、これまでの「レベル2」から「レベル1」に移行することとなった。

2 学校運営の方針について

市内の感染状況については、新規感染者数は減少傾向であるが、今後も学校における感染状況を注視しつつ、感染症対策を緩和する。

その上で、児童生徒の成長と学びを保障するとともに、感染への不安を感じている児童生徒等に配慮した対策を行う。

これらの状況を踏まえ、**今後の学校運営の方針については、これまでの基本的な感染症対策は継続しつつ、教育活動の取組については、部分的に緩和して児童生徒の学びの保障等に努めることとする。**

(1) 感染症対策について

- ・「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染症対策を継続する。
- ・学校におけるマスクの着用については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や累次の事務連絡等において、
 - ・十分な身体的距離が確保できる場合には着用の必要がないこと
 - ・体育の授業や運動部活動の活動中、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること等を示している。
児童生徒等や保護者等に理解・協力を求めながら、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるようにする。
- ・4月以降の新学期におけるマスク着用の考え方については、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。」とされており、これらの対応については、今後の文部科学省からの通知を踏まえ、改めて通知する。

(2) 保護者との連携について

新型コロナウイルスを校内に持ち込まないことが重要であるため、次の点について、保護者の協力を得て取り組むようにする。

- ・児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等に相談・受診すること。(受診しないまま熱が下がり、後日登校することは、感染のリスクが危惧される。)
- ・学校外での生活においても、濃厚接触者の定義にあたるような行動をしないよう留意すること。(例) マスクを外した状態で友だちと会話したり食事したりすることや、換気の悪い室内で15分以上、友だちと一緒にいることなど。

3 指導上の留意事項について

- (1) 感染者が確認された場合に、学校内の活動が原因となって児童生徒、教職員が濃厚接触者となることがないように留意して日常的な活動を行う。
- (2) 児童生徒は、感染症対策の長期化に加え、日ごろの行動自粛により、心身のストレスが強まっていることが考えられることから、児童生徒ができるだけ無理なく、かつ主体的に感染症対策に取り組むことができるよう配慮する。

4 地域ごとの「学校の行動基準」に基づく教育活動の実施について（文科省マニュアルにおけるレベル1の対応例及び本市での実施方法） ※下線部は変更点

(1) 学校に新型コロナウイルスを持ちこまないための手立てについて	
① 家族の体調不良時の出席停止	
文科省マニュアル	・児童生徒が（同居家族は対象外）発熱や咳等の症状がある場合は、登校を控えて自宅で休養する。
本市での実施方法 《緩和》	・児童生徒が <u>（同居家族は対象外）</u> 発熱や咳等の症状がある場合は、登校を控えて自宅で休養する。
② 登校時の健康観察	
文科省マニュアル	・登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握する。
本市での実施方法 《緩和》	・登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握する。 ・密を避けて登校及び教室への入室をさせる。 ・登校後に発熱等の体調不良者が出た場合は、他の児童生徒との接触を避けて、安全に配慮し早退させる。
(2) 教科指導及び給食指導等について	
① 教科指導	
文科省マニュアル	・「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気・身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。
本市での実施方法 《緩和》	・音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育の密集する運動など、文部科学省の衛生管理マニュアルに記載されている「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、 <u>距離の確保・換気・手洗いなどの感染症対策を講じた上で実施する。</u>
② 給食指導	
文科省マニュアル	・衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法で行う。
本市での実施方法 《継続》	・ <u>給食喫食時は、机を向かい合わせにせず机間の距離をとる。</u> ・ <u>座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じたうえで、大声でなければ会話をしてもよい。</u> <u>（令和4年12月15日付け04静教教学給第3117号「給食喫食時における新型コロナウイルス感染症対策の制限緩和について（通知）」参照）</u> ・ <u>その他、これまでどおり丁寧な手洗いや消毒、喫食終了時のマスク着用などを実施する。</u>

③ 休み時間	
文科省マニュアル	・レベル2の取組（トイレ休憩については廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの工夫が必要である。）を踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは控えるよう指導する。
本市での実施方法 《緩和》	・休み時間の過ごし方については、教職員の目が届きにくいことから、 <u>一定程度距離を保って会話をする</u> ことや、 <u>大勢が密集・接触しないような過ごし方をする。</u>

(3) 部活動の実施について	
文科省マニュアル	・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。
本市での実施方法 《緩和》	・下記の事項を徹底した上で、市外における活動も可とする。 「STEP 2 (市内)」→「STEP 3 (市外)」
<p>◆市外における対外的な活動を可とする。</p> <p>◆対外的な活動は、むやみに遠距離にならないようにし、また、泊を伴う遠征は行わないこと。（中学校部活動ガイドラインQA参照）</p> <p>◆大会参加については、主催者の感染症対策を確認し、保護者の同意を得た上で、学校として必要性を慎重に判断し、決定すること。</p>	
留 意 点	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>相手と接触したり、組み合ったりする活動については、感染症対策に留意して実施する。</u> ・ 近距離で向き合っの発声は行わない。 ・ 指導者は、活動中に限らず、活動前後の付随する場面での指導も継続する。（部室内での着替え、準備片付け、休憩、下校時など） ・ 屋内での演奏や共同作業は、互いの距離感が保てる人数制限、十分な換気などに配慮する。 ・ 部室や更衣室の利用は、換気に注意し、少人数及び時間差で使用する。 ・ 楽器等については唾液の処理等も適切に行う。 ・ 共有する道具、よく手を触れる場所（手すり、ドアノブ）の消毒を行う。 ・ 共有のボトルやコップの使用はしない。 	